

令和 2 年 3 月 2 5 日

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

関東経済産業局長から、習志野市（法人番号6000020122165）による最終保障供給約款以外の供給条件の承認申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20200325 関 東 第 32 号
令 和 2 年 3 月 2 5 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和2年3月25日付け 20200325 関東第 15 号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請については、承認することに異存はありません。